

研究データエコシステム東海コンソーシアム 規約

1. (名称・所在地)
 - (1) 本組織は、「研究データエコシステム東海コンソーシアム」（以下「本会」という。）とよぶ。
 - (2) 事務局は、名古屋大学情報連携推進本部に置く。
2. (目的)
 - (1) 本会は、愛知県、岐阜県、三重県および静岡県（以下「東海地域」という。）の国公立大学、高等専門学校、研究所等の学術機関が相互に連携し協力することで、研究データエコシステムの構築拠点を東海地域に整備し、我が国の研究データ基盤の普及と発展に寄与することを目的とする。
3. (活動内容)
 - (1) 本会の活動内容は、次の通りとする。
 - (ア) 会員機関による学内体制の整備、データポリシー策定などに関する情報交換
 - (イ) 学術機関における研究データ管理・公開・利活用に関するセミナー開催
 - (ウ) 研究データ基盤、研究データ人材、研究データ管理教材などの共用
 - (エ) 本会における地域連携に関わる活動事例の全国展開
 - (オ) その他、研究データエコシステム構築に関する事業
4. (会員)
 - (1) 本会は、正会員と準会員とから構成される。
 - (2) 正会員
 - (ア) 大学、短期大学、高等専門学校、研究所等の機関は、入会申請により本会の正会員となることができる。
 - (イ) 東海地域以外に所在する機関も、正会員になることができる。
 - (ウ) 正会員の入会または脱退は、運営会議の承認による。
 - (3) 準会員
 - (ア) 大学、短期大学、高等専門学校、研究所等の機関に属する部署は、入会申請により本会の準会員となることができる。但し、所属する機関が正会員でない場合に限る。
 - (イ) 東海地域以外に所在する機関に属する部署も、準会員になることができる。
 - (ウ) 準会員の入会または退会は、運営会議の承認による。準会員が所属する機関が正会員となった場合は、当該の準会員は退会するものとする。
5. (会長)

- (1) 本会に会長1名を置く。
 - (2) 総会において正会員から会長機関を選任し、会長機関の代表者が会長となる。
 - (3) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
 - (4) 会長の任期は1年とする。但し、再任することができる。
6. (会議)
- (1) 本会に、総会と運営会議を設置する。
 - (2) 総会
 - (ア) 総会は、活動成果、活動計画の報告を受け、これを承認する。
 - (イ) 総会の議長は、会長が務める。
 - (ウ) 総会メンバは、正会員および準会員とする。
 - (エ) 議案の承認は、出席した総会メンバの過半数とする。欠席するメンバは委任状をもって出席とみなす。単一の機関から複数の準会員が出席する場合、一機関あたりの議決権は一票とする。
 - (3) 運営会議
 - (ア) 運営会議は、活動成果の集約、及び、活動計画の立案を行い、総会で報告する。
 - (イ) 運営会議メンバは、正会員または準会員から選任し、総会の承認を受ける。
 - (ウ) 議案の承認は、運営会議メンバの過半数とする。
7. (運営費・会費)
- (1) 本会の運営費は、文部科学省から「AI等の活用を推進する研究データエコシステム構築事業」における活動のため名古屋大学に配分された予算でまかなうことを原則とする。費用には、本会が主催するセミナー、会議実施のための会場費などを含む。
 - (2) 本会の活動に賛同して寄付金、協賛金などが供託された場合は、名古屋大学が受け付け、管理し、目的にそって支出する。これらの収支は運営会議で審議し、総会で報告する。
 - (3) 会員の会費は、無料とする。ただし、会員の個別の活動、会議参加にかかる費用は、各会員が負担する。
8. (活動期限)
- (1) 本会の活動期間は、2026年度末までとする。
9. (規約改正)
- (1) 本規約の改正は、総会の決議を経ることとする。

本規約は第1回総会（令和5年12月6日）で承認され、発効する。